

# 総合支援法・居宅介護重要事項説明書

## 1 事業所の概要

事業所の名称：有限会社しらゆり訪問介護事業所

事業所の所在地：福岡市西区野方5丁目7-11

連絡先：TEL:(092)894-8885 / FAX:(092)894-8886

### 事業の目的

指定居宅介護事業の適切な運営を確保するため、必要な人員及び運営規定に関する事項を定めることにより、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意見及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定居宅介護の提供を確保する。

### 運営方針

総合支援法に基づき、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切な居宅介護に提供を確保することを目的とし、この事業所が実施する事業は、利用者の障害程度区分に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、身体介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

### 提供するサービスの内容

サービスの種類	対 象	指定事業者番号
居 宅 介 護	精神・身体・知的障害者 障害児	4 0 1 1 1 0 0 1 0 6
移 動 支 援	精神・身体・視覚障害者	4 0 6 1 1 0 0 1 0 5

サービス提供地域：福岡市、糸島市、那珂川市、大野城市、春日市

### 営業日及び営業時間

サービスの種類	曜 日	提 供 時 間
居宅介護・移動支援	月曜日～土曜日	9:00～17:00

お盆8月14日から16日までと年末年始12月30日から1月4日までとなっております。

## 2 事業所の職員体制等

主な職種	従事するサービス業務	人員
管理者兼サービス提供責任者	従業者業務の管理等	1名以上
サービス提供責任者	居宅介護及び介護計画の作成・サービス内容の管理	3名以上
介護福祉士	居宅介護サービスの提供	3名以上
ホームヘルパー1級	居宅介護サービスの提供	2名以上
ホームヘルパー2級	居宅介護サービスの提供	名以上
ガイドヘルパー	移動支援サービスの提供	名以上
事務員	必要な事務	名以上

※ 令和 年 月 日

### 3 サービス利用に対する負担額

利用者のサービス利用に対する負担額は、次の4種類です。

- ①総合支援における利用者負担額（「障がい福祉サービス受給者証」等記載の額）
- ②厚生労働省で定められた「特定費用」（実費相当額・全額自己負担）  
＊居宅介護は、この「特定費用」に関わる費用負担はありません。
- ③支給決定を受けた以外のサービス利用に関わる費用（全額自己負担）
- ④交通費（居宅介護・移動支援）

通常のサービス実施地域以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費負担）が必要となります。また、通院や外出時における外出の支援を行う場合について、別途交通費が必要となります。その場合は利用者へ事前に詳細を説明の上、同意を得なければならぬこととされています。

居宅介護、移動支援のサービスを提供した場合の利用料の額は各市町村が決定した額。  
厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）

### 4 サービス利用の中止

利用者の方がサービス利用の中止をする場合には速やかに下記の連絡先までご連絡下さい。

（連絡先）担当者：管理者兼サービス提供責任者 中村 富子（TEL）092-894-8885

利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービスの前々日までにご連絡下さい。

但し、利用者の体調急変などやむ得ない場合はこの限りではありません。

### 5 利用者からの苦情を処理するために講ずる概要

相談窓口・苦情対応、苦情解決責任者：管理者兼サービス提供責任者：中村 富子

サービスに関する相談や苦情については次のように対応致します。

主な相談担当者	職種	氏名
	管理者兼サービス提供責任者	中村 富子
	サービス提供責任者	中村恵、真木順子、鈴木由紀子

また、主な総合支援に関する相談窓口は次のとおりとなっています。（第三者委員）

クローバープラザ：(092) 584-1212	ふくふくプラザ：(092) 731-2929
東区保健福祉センター：(092) 645-1079	博多区保健福祉センター：(092) 419-1092
中央区保健福祉センター：(092) 761-7339	南区保健福祉センター：(092) 559-5118
城南区保健福祉センター：(092) 831-4209	早良区保健福祉センター：(092) 851-6015
西区保健福祉センター：(092) 894-7074	筑紫保険事務所：(092) 513-5610
福岡県精神保健福祉センター：(092) 582-7500	糸島保健福祉事務所：(092) 322-3326

総合支援サービスに当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

（事業者）事業者名

代表者名

印

令和 年 月 日

（利用者）氏名

印

（代理人又は立会人）氏名

印

## 居宅介護等におけるサービス内容等について

### 1 居宅介護

#### (1) サービスの内容

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### (2) 利用できるサービスの内容

※次に掲げるもののうち、障がいのために介護が必要な者に限ります。

※サービスは、障がい者本人に対するものに限定されます。

身体介護	内容
食事の介護	食事姿勢の確保、食事の進行にしたがってのおかずをきざむ等の介助、本人のペースを重視した摂食介助、終了後の利用者の清潔の確保など
排泄の介護	おむつ交換、尿びんの使用、トイレへの移動、排尿・排便介助、陰部(肛門)の清潔の確保など
衣類着脱の介護	寝間着から普段着への衣類の着脱の介助、普段着から外出着への衣類の着脱の介助など
入浴の介護	浴槽の清掃・湯張り・使用後の清掃、衣類の着脱、浴室までの移動、洗身、洗髪、髪の乾燥など
身体の清拭、洗髪	清拭、洗髪、洗顔、歯磨き、爪切りなど
その他	体位変換…褥瘡予防のための臥位姿勢交換など

※ 通園・通学の介護については、保護者の急病等、緊急かつやむを得ない事情がある場合 区長の判断により、ヘルパーによる介護を認める場合があります。

家事援助	内容
調理	食事の調理、配膳、後片付けなど ※対象とならないサービス (例)利用者以外の方の分の調理、来客の応接(お茶食事の手配)、正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理など
衣類の洗濯、補修	利用者の衣服の洗濯機による洗濯、乾燥、取り入れ、アイロンがけ、収納、夏冬服の入れ替え、ボタンつけなど ※対象とならないサービス (例)利用者以外の方の分の洗濯、補修
掃除、整理整頓	利用者の生活上必要な居室内清掃、台所掃除(単身世帯の場合)、ゴミ出し(単身世帯の場合)など ※対象とならないサービス (例)主として利用者が使用する居室等以外の掃除、利用者以外の分の布団干し、庭の草むしり、花木の水やり、植木の剪定、障子の張り替え、家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え、床のワックスがけ、家屋の補修・ペンキ塗り、大掃除、自家用車の洗車・掃除、ペットの世話、引越しの荷造り、引越し前に住んでいた住居の掃除

生活必需品の買い物	日常生活に必要な買い物(原則として単身世帯の場合)
関係機関等との連絡	区役所等との連絡、薬の受け取りなど 【利用者が視覚・知的障がい者等で子どもがいる場合】 保育園・学校等からの連絡帳の代読、助言、保育園・学校への連絡援助
その他	ベッドメイク…シーツ交換、布団カバーの交換 コミュニケーション介助…郵便物・回覧板等の代読、手紙の代筆(営利行為としての代筆を除く)など
通院介助	通院のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続きなど

(3)利用できないサービスの内容

- ①商品の販売・農作業など生業の援助的な行為
- ②主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為
- ③ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為
- ④日常的に行われる家事の範囲を超える行為
- ⑤外出時の介助(ただし、通院介助は除く。)
- ⑥その他(留守番、利用者本人の不在時の家事援助など)

## 2 移動支援事業

(1)サービスの内容

自宅から区役所や病院等へ外出する際、介護者が同伴できないときに、公共交通機関を使ってヘルパーが一対一で付き添い、外出の支援を行います。移動支援の支給決定者は重度訪問介護、行動援護の対象となりません。

(2)利用できる外出内容

ア 社会生活上外出が必要不可欠な外出

- ①市役所・区役所等各種手続、相談等のための外出
- ②郵便局、銀行等金融機関利用のための外出
- ③医療機関への受診、相談のための外出
- ④入院・入所中あるいは在宅療養中の家族及び知人の見舞いのための外出
- ⑤その他上記に準じる外出

イ 余暇活動等社会参加促進のための外出をする場合

- ①本市において開催される催しや大会、研修会などに参加するための外出
- ②利用者の子どもの学校行事への参加のための外出
- ③公的施設利用のための外出
- ④買物・理美容のための外出
- ⑤習い事・サークル活動などのための外出
- ⑥その他上記に準じ社会参加の観点から適当と認められる外出

(3)利用が認められない外出内容

①通勤、営業活動等経済活動に係る外出

②社会通念上適当でないと認められる外出

(例)ギャンブル、飲酒を目的とした外出等)

③募金、宗教、政治的活動、特定の利益を目的とする団体活動のための外出

④通年かつ長期にわたる外出(例:通園、通学、施設・作業所への通所等)

⑤ヘルパーや利用する事業者関係者が運転する車を利用した外出

⑥散歩、公園

ただし、通園、通学等については、介護者の急病等、緊急かつやむを得ない事情がある場合は、区長の判断により、ヘルパーによる外出を認める場合があります。